

南相馬市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体に対する監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和2年1月27日

南相馬市監査委員 小澤 政 光

南相馬市監査委員 鈴木 昌 一

財政援助団体監査結果

1 監査の種類

財政援助団体監査

2 監査の対象

平成30年度中に財政援助を受けた団体等

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりです。

所管課所

補助金等の決定は法令等に適合しているか。

補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

補助金等に関する条件の内容は明確か。

補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合・廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

団体関係

事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

会計処理上の責任体制は確立されているか。

精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

4 監査の方法

南相馬市補助金等の交付等に関する規則及び関係補助金交付要綱に基づく関係書類を閲覧し、補助金交付申請、交付決定、実績報告及び補助金確定通知等の事務手続が適正に行われているかどうかなどについて全補助金等の書類審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取しました。

補助等を受けた団体の中から4件を抽出して、補助金に係る出納その他の事務の執行について関係帳簿の提出を求め、補助金が補助目的及び事業計画に基づき適正に執行されているかどうか、会計経理の内容が適正であるかどうかなどについて、監査を行いました。

5 監査の期間 令和元年10月25日～令和2年1月10日

6 監査の結果

監査した結果は次のとおりです。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促しました。

第1．監査結果の概要

平成30年度において、市が補助金、交付金及び利子補給金等の名称で財政援助を行った内容は、総件数で1,259件、総額で3,024,451,586円でありました。

このうち、1件当たりの交付額が10万円未満のものは212件(総件数に占める割合16.8%)、10万円～50万円未満のものは619件(同49.2%)、50万円～100万円未満のものは148件(同11.8%)、100万円～500万円未満のものは178件(同14.1%)、500万円～1,000万円未満のものは46件(同3.7%)、1,000万円以上のものは56件(同4.4%)でありました。

第2．書類審査の結果

市は、公益上必要がある場合、補助金等の規則や要綱等の定めるところにより、予算の範囲内で当該事務事業を行う者に対し、補助金等を交付しています。

この補助金等は、交付を受ける者が行う特定の事務事業を育成、助長等するためのものであり、経済的、効率的かつ効果的に、そして適正なものとして運用され、結果、その目的達成に資するものでなければなりません。以下に記載のとおり改善すべき事項が確認されました。

まず、補助金の交付決定、額の確定時の審査に当たっては、補助要綱等の定めに従って補助の対象経費と対象外経費を明確に区分し、補助金が正規の用途に使用されるようにしなければなりません。実績報告書の収支計算書において補助対象経費と対象外経費の区分に誤りがあるものが認められました。

ふるさと応援寄附金協働のまちづくり事業助成金(特定非営利活動法人 相馬救援隊)

担当課：コミュニティ推進課(旧：総務課)

<指摘事項>

- 1 平成31年3月31日付で提出のあった事業実績報告書を確認したところ、「共通経費(当該団体が活動する事務所家賃、光熱水費、通信費等)」2,200,566円、「一般管理費(助成対象経費と共通経費の合計額に対し約20%を乗じて得た額)」16,445,852円が助

成対象経費として含まれていました。しかし、南相馬市ふるさと応援寄附金協働のまちづくり事業交付要綱（以下「交付要綱」とする。）では、「共通経費」及び「一般管理費」については、交付要綱第9条第2項の規定により助成対象経費から除外されており、正当な助成対象経費には当たらないと考えますので、交付要綱の規定に基づいて算出した正当な助成金の額に是正してください。

【関係法令】

南相馬市ふるさと応援寄附金協働のまちづくり事業助成金交付要綱(抜粋)

(助成対象事業等)

第9条第2項 事業内容、助成対象経費等は、別表のとおりとする。ただし、助成対象経費のうち、次に掲げる経費は助成対象から除く。

- (1) 土地等の不動産又は地上権の取得に要する経費
- (2) 助成対象事業と関わりのない役職員への報酬、事務所の家賃、光熱水費その他の団体の運営に係る経常的な経費

- 2 協働のまちづくりに関する事業（地縁団体やNPO法人等市民活動団体への支援など）については、寄附者が応援したいと思うNPO法人等を指定し、市民公益活動を支援する制度です。しかし、寄附者から指定された実績にかかわらず、公法上、寄せられた寄附金は市に帰属する収入であり、これを財源とする当該団体に対する助成事業も、法令に適合した手続により行う必要があると考えます。当該団体から申請のある助成事業の審査については、事業の公益上の必要性和適正かつ公平を確保し市民福祉向上に役立てるため、交付要綱に定める審査委員会において厳正な審議を行うなど、その事業の経済的、効率的かつ効果的な執行の確保に注意を払うよう、改善してください。
- 3 本事業において、助成経費の支出年度、内容等に適正でないものがいくつか認められました。交付申請、実績報告等の審査に当たっては、寄附者から指定された実績を考慮する必要があるものの、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、交付要綱等の規定に基づく適正な手続と、より大きな事業効果の確保に留意して審査と指導を行うとともに、市民福祉向上に係る公益性の確保に配慮するよう、改善してください。

<意見>

- 4 「地域活性化事業（馬と触れ合い事業）」に対する助成額は、69,597,982円となっています。その目的は、「南相馬市馬事公苑において、市民が乗馬体験や苑内散策等を通じて気軽に馬と触れ合える環境を整備する。そのために引退した競走馬を活用し、苑内で飼養する事業を行う。基本的には現在の施設・設備を利用するが、これを指定管理者の自主事業として実施する。」と実績報告書で報告されています。しかし、指定管理者の自主事業で実施するとしながらも、当該団体が多額な事業費を支出していること、また、事業の成果として、イベント年4回開催、参加者延べ109人と報告されています。

今後は、事業主体の在り方、助成額69,598千円にかかる当該事業費の費用対効果について、更なる慎重な検討を行い、助成額に見合う成果が得られることを期待します。

次に、市まちづくり委員会交付金交付要綱第3条第3項「交付金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。」の規定にかかわらず、誤って、1,000円未満の端数864円を含む金額を交付したものが認められました。

市まちづくり委員会交付金（真野地区まちづくり委員会）

担当課：コミュニティ推進課（旧：総務課）

次に、市補助金等の交付等に関する規則第6条第1号「補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、速やかに市長の承認を受けるべきこと。」の規定にかかわらず、交付決定に係る事業費150,000円、実績報告書に係る事業費299,820円と計画と実績の事業費に10分の2以上の差が生じましたが、事業計画変更承認手続がなされなかったものが認められました。

農林水産業振興事業[認定農業者経営改善ステップアップ事業]（鹿島区認定農業者経営改善研究会）

担当課：農政課（旧：鹿島区産業建設課）

次に、市財務規則第3条第1項による「別表1財務事務専決事項 7補助金関係」の項に専決処理権限が定められているにもかかわらず、額の確定通知において、金額が1,050,000円でありましたが、部長専決（50万円以上）の決裁を得ていないものが認められました。

魅力ある職場づくり事業補助金（申請事業者）

担当課：商工労政課

次に、財務担当部長等への合議及び協議について、市財務規則第4条第2項に「各部長が専決するもののうち別表第1の7補助金関係については財務担当課長に合議しなければならない。」の規定にかかわらず、額の確定通知において、部長専決（50万円以上）の決裁の際、必要な財政担当課長への合議手続を行っていないものが認められました。

魅力ある職場づくり事業補助金（申請事業者）

担当課：商工労政課

南相馬市子ども交流支援事業補助金（申請者）

担当課：生涯学習課

次に、補助金の額の確定に伴う支出負担行為兼支出命令が平成30年5月21日付で発せられましたが、支払希望日に誤りがあったため、支払完了が約4か月後となった、支払い遅延が認められました。

ふくしま復興特別資金等信用保証料補助金（申請者）

担当課：商工労政課

第3．抽出団体監査の結果

1．相双地方地域再生創造プロジェクト実行委員会

(1) 補助金の名称

南相馬市まちづくり活動支援事業補助金

(2) 事業の概要

震災から掲げてきた復興・再生のキーワード「文化・教育・福祉・環境」を継続的に実施し、地域住民の心の自立と住みよいまちづくりの構築を目的とし、復興再生事業、ゴミ問題の啓蒙啓発活動を実施しました。

(3) 収支決算の状況

収 入 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金	500,000	500,000	0	
自 己 負 担 金	300,000	305,719	5,719	
協 賛 金	200,000	200,000	0	
合 計	1,000,000	1,005,719	5,719	

支 出 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
報 酬 費	200,000	210,000	10,000	
旅 費	100,000	50,000	50,000	
消 耗 品 費	250,000	274,068	24,068	
食 糧 費	250,000	188,526	61,474	
印 刷 製 本 費	150,000	168,689	18,689	
燃 料 費	30,000	111,856	81,856	
通 信 運 搬 費	10,000	2,580	7,420	
賃 借 料	10,000	0	10,000	
合 計	1,000,000	1,005,719	5,719	

収入支出差引残額 0円

団体作成の実績報告書より転記

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められました。

なお、車の燃料代など、経費の支出先が団体の会員あてのものが数多く認められました。諸事情から、団体から直接支払いができずに会員が立替払いした場合は、その経費が補助事業の実施に由来するものであることが確認できるよう、補助金収支状況を記載した会計帳簿、その他の証拠書類を整備するように努めてください。

2. 特定非営利活動法人 みんな共和国

(1) 補助金等の名称

南相馬市子育て応援基金助成金

(2) 事業の概要

子ども（特に乳幼児）を連れた親が気軽に集まり、子育ての悩み・不安の解消や、親同士の交流、また各種ワークショップを開催し、楽しく子育てできる環境づくりを実施しました。

(3) 収支決算の状況

収 入		(単位：円)			
項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考	
市 助 成 費	1,000,000	1,000,000	0		
参 加 費	10,000	45,000	35,000		
自 己 資 金	0	111,905	111,905		
合 計	1,010,000	1,156,905	146,905		

支 出		(単位：円)			
項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考	
謝 礼	310,000	490,800	180,800		
食 糧 費	180,000	155,000	25,000		
消 耗 品 費	108,000	105,025	2,975		
印 刷 製 本 費	72,000	62,680	9,320		
旅 費	340,000	343,400	3,400		
合 計	1,010,000	1,156,905	146,905		

収入支出差引残額 0 円

団体作成の実績報告書より転記

(4) 監査の結果

本団体の助成金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていましたが、その一部に下記のとおり改善を要する事項が認められました。今後は、適正な事務処理を行ってください。

領収書等の証憑保管状況について

領収書の徴取、保管等については、市子育て応援基金助成金交付要綱第14条の規定によるところですが、平成30年12月23日付講師謝礼領収書の原本を自ら保管せず、市に提出し、また、平成31年2月3日付食糧費領収書を紛失したため、後日、受取人が異なる領収書を徴取し、保管されていました。

助成金の実績報告を適正に行うべきもの

実績報告書に添付される収支精算書には、助成事業の実施に由来する全ての収入、支出を計上する必要がありますが、参加費収入の一部について、団体会計を経ず、直接、講師に謝礼として支払ったものがあり、収支精算書に計上漏れがありました。

3. 小高商工会

(1) 補助金の名称

南相馬市集客力を高めるイベント事業補助金

(2) 事業の概要

おだか夏まつりを実施することにより、交流と情報交換の場を提供することで、復興へ進んでいる小高区の状況を見てもらい、事業者並びに市民双方の帰還意欲促進につなげることを目的とし、イベントを実施しました。

(3) 収支決算の状況

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
市 補 助 金	4,000,000	3,855,000	145,000	
自 己 資 金	233,646	205,855	27,791	
合 計	4,233,646	4,060,855	172,791	

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
謝 金	1,490,000	1,380,800	109,200	
広 告 宣 伝 費	319,680	319,680	0	
借 料 費	784,880	745,321	39,559	
消 耗 品 費	868,126	843,714	24,412	
外 注 費	528,760	533,080	4,320	
雑 役 務 費	3,800	8,558	4,758	
そ の 他 の 経 費	238,400	229,702	8,698	
合 計	4,233,646	4,060,855	172,791	

収入支出差引残額

0 円

団体作成の実績報告書より転記

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認められました。

4. かしまみなとまつり実行委員会

(1) 補助金の名称

鹿島区イベント事業補助金

(2) 事業の概要

東日本大震災から復興した真野川漁港において、福島沿岸の漁場で獲れる「常磐もの」と称される魚介類の安全性をPRするとともに、地域に賑わいを取り戻すことを目的とし、イベントを実施しました。

(3) 収支決算の状況

収 入 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金	3,500,000	3,500,000	0	
参 加 者 負 担 金	45,000	45,000	0	
雑 入	0	1	1	預金利子
合 計	3,545,000	3,545,001	1	

支 出 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
会 議 費	2,000	2,362	362	
報 償 費	435,000	465,000	30,000	
需 用 費	1,487,000	1,564,098	77,098	
通 信 費	0	2,300	2,300	
広 告 料	89,000	0	89,000	
手 数 料	20,000	14,341	5,659	
保 険 料	20,000	8,180	11,820	
委 託 料	1,200,000	1,200,000	0	
賃 借 料	292,000	288,720	3,280	
合 計	3,545,000	3,545,001	1	

収入支出差引残額 0円

団体作成の実績報告書より転記

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていましたが、その一部に下記のとおり改善を要する事項が認められました。今後は、適正な事務処理を行ってください。

交付決定前の経費支出について

補助金等の交付の申請をしようとする者は、市補助金等の交付等に関する規則第4条第1項に規定する申請書を提出しなければなりません。しかし、交付申請及び交付決定が平成30年8月10日に行われたにもかかわらず、かしまみなとまつり第1回実行委員会の開催及び同会議用お茶の購入は、平成30年8月2日であり、交付決定以前に補助事業に着手されていました。